

**入所料減額の申請をする場合のみ提出してください。**

提出日 年 月 日

**租 税 資 料**

フリガナ	学年	学年	学年
入所児童名	年	年	年
クラブ名	児童クラブ	児童クラブ	児童クラブ
児童番号			

**★児童クラブ入所料減額手続きの手順**

1. 住民票上同一世帯の方全員分（学生のアルバイトは除く）の**(※1)市県民税額**を確認してください。  
 ※1 市県民税額の確認方法については、下記のいずれかの方法でご確認ください。
  - 税制課や各市民センターで発行している「所得課税証明書」（1通300円）
  - マイナンバーカードを利用してコンビニ等に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）で、「所得（課税）証明書・非課税証明書」を取得（1通200円）
  - 給与所得（会社にお勤め）の方は、毎年5月から6月に会社等から配布される「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
  - 年の途中で就職や退職をした方、2カ所以上から給与を受けている方および自営業の方等は「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、ご自宅に郵送される「市民税・県民税納税通知書」または「所得（課税）証明書」
 なお、非課税の方には郵送されません。
2. 住民票上同一世帯の方全員分（学生のアルバイトは除く）の市県民税額の金額が分かったら、裏面の「減額対象となる市県民税額の確認方法」を参照し、減額の対象となるかどうか確認をしてください。
3. 減額の対象になる場合は、**住民票上同一世帯の方全員分（学生のアルバイトは除く）の「令和6年度（令和5年分）所得（課税）証明書」もしくは「非課税証明書」と一緒にこの用紙を提出してください。**
4. 現在減額の対象となっていて今回減額の対象にならない場合は、書類の提出の必要はありません。
5. **生活保護受給世帯（生活保護受給証明書を提出されている場合）は、書類提出の必要はありません。ただし、継続入所申請時に最新の生活保護受給証明書の提出が必要です。**

法人記入欄 ※これより下は記入しないでください

必要とする人	令和6年度市県民税額		
父	→	来所 ・ 郵送	適応開始月＝ 月～
母	→		
	→		
合計			
受付者			

該当金額	市県民税に基づく算定額（年額での世帯合計額）	入所料減額（月額）
<input type="checkbox"/>	0円	5,000円
<input type="checkbox"/>	1円 ～ 14,999円	4,590円
<input type="checkbox"/>	15,000円 ～ 24,999円	4,170円
<input type="checkbox"/>	25,000円 ～ 34,999円	3,750円
<input type="checkbox"/>	35,000円 ～ 44,999円	3,340円
<input type="checkbox"/>	45,000円 ～ 54,999円	2,920円
<input type="checkbox"/>	55,000円 ～ 64,999円	2,500円
<input type="checkbox"/>	65,000円 ～ 74,999円	2,090円
<input type="checkbox"/>	75,000円 ～ 84,999円	1,670円
<input type="checkbox"/>	85,000円 ～ 94,999円	1,250円
<input type="checkbox"/>	95,000円 ～ 104,999円	840円
<input type="checkbox"/>	105,000円 ～ 119,999円	420円

## 減額対象となる市県民税額の確認方法

### ★算定方法

<b>市県民税年額 <math>-(33,000 \text{円} \times 0\sim 15 \text{歳の扶養人数} + 12,000 \text{円} \times 16\sim 18 \text{歳の扶養人数})</math></b>
--

- ※ 「所得(課税)証明書」に年少扶養親族(0歳～15歳)および一般扶養親族(16歳～18歳)の人数が記載されていない場合、減額の対象外になることや減額される金額が少なくなることがあります。
- ※ 住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得(課税)証明書が必要となります。(単身赴任、別居の保護者等を含む)。

【例】 市県民税額(年額) 父：120,000円…① 母：10,000円…②  
 0～15歳の子：1名(父が扶養)…③  
 16～18歳の子：1名(母が扶養)…④

	年額の市県民税 (a)	0～15歳		16～18歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人数	金額(b) (人数×33,000円)	人数	金額(c) (人数×12,000円)	
父	① 120,000円	1人	③ 33,000円	0人	0円	87,000円
母	② 10,000円	0人	0円	1人	④ 12,000円	0円
その他						
合 計						87,000円

\*算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

市県民税の世帯合計が87,000円となり、表面の対応表にあてはめると月額1,250円の減額となります。